

弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働の推進に関する議論の整理について

(整理案1)

1 弁護士と外国法事務弁護士との共同事業

- 弁護士と外国法事務弁護士との共同事業については、目的制限及び弁護士の職務経験要件を撤廃することとする。

2 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止の見直し

- 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止については、規制を撤廃し、外国法事務弁護士が単独で弁護士を雇用することまで許容することとする。

3 その他

- 弁護士と外国法事務弁護士が共同事業を営む場合、または外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合には、外国法事務弁護士に、共同事業または雇用に係る事項(現行特定共同事業と同程度のもの)を日本弁護士連合会に届け出ることを義務づけることとする。

( 整理案 2 )

1 弁護士と外国法事務弁護士との共同事業

- 弁護士と外国法事務弁護士との共同事業については、目的制限を撤廃することとする。
- 共同事業の相手方弁護士は、5年以上の職務経験を有することを必要とすることとする。

2 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止の見直し

- 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止については、外国法事務弁護士が弁護士と共同事業を営む場合において、当該共同事業の相手方である弁護士と共同で弁護士を雇用する場合（いわゆる「共同雇用」）に限り、弊害防止のための手当に配慮しつつ、その禁止を解除することとする。

3 その他

- 弁護士と外国法事務弁護士が共同事業を営む場合、または外国法事務弁護士が共同事業を営む弁護士と共同で弁護士を雇用する場合には、外国法事務弁護士に、共同事業または雇用に係る事項（現行特定共同事業と同程度のもの）を日本弁護士連合会に届け出ることを義務づけることとする。